

令和4年12月16日

友愛会会員 各位

株式会社 ナカノフドー建設
取締役社長 竹谷 紀之

支払条件改定、及び手形払の電子記録債権(でんさい)への一本化に関するお知らせ

拝啓 友愛会会員各社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、予てより弊社では、支払条件につきまして、政府が推進する「下請取引の適正化」、並びに令和8年(2026年)を目途とする「約束手形廃止の方針」(昨年2月、経済産業省より公表)を踏まえ、見直しを検討しておりましたが、今般、下記の通り改定することとしましたのでお知らせ致します。

何卒ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 改定内容

① 手形及び電子記録債権(でんさい)の支払サイトの短縮

【現 行】 90日サイト

【改定後】 60日サイト

② 原則、手形払を電子記録債権(でんさい)による支払に一本化

2. 改定日

令和5年4月1日(改定日以降の新規契約分より適用)

3. 手形の「でんさい」への変更に関する手続きについて

現在、弊社からのお支払が約束手形の会社様には、別途「でんさい加入依頼書、及び回答書」を郵送させていただきます。内容をご確認の上、「でんさい」による代金受け取りへの変更手続きをお願い致します(回答書ご提出期限 令和5年1月31日)。尚、改定日前であっても、当該手続きが完了次第、「でんさい」によるお支払に変更致します(弊社に書類到着後、原則翌月のお支払から変更)。

4. 問合せ先

本件に関するご質問等がございましたら、弊社経理部(03-3265-4663 担当 平河、田中)まで、お問合せ願います。

以 上